

瑞穂市中山道大月多目的広場ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. ネーミングライツ導入の目的

本施設の愛称を命名する権利を企業等に与えることで、企業名やブランド名などの広告機会を提供し、これにより得られる対価を財源とした、安定的な自主財源の確保に取り組むとともに、施設の持続可能な維持管理を行うことで、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2. 対象施設の概要

名称：瑞穂市中山道大月多目的広場

所在地：瑞穂市大月 1 2 7 6 番地

主な内容：芝生広場	11,000㎡
複合遊具施設	3,360㎡
アクアパークすなみ芝生地	4,000㎡
ゲートボール場	1,245㎡など

3. ネーミングライツの範囲

対象施設の愛称として、企業名、商品（ブランド）名等を付けることができます。（条例で定める施設名称の変更を行うものではありません。）

ただし、愛称の付与に当たっては、次項についてご留意ください。また、契約期間中の愛称の変更はできません。

4. 愛称の条件

公共施設にふさわしい愛称として、親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさなど、市民の理解が得られるものとし、愛称の一部に可能な限り「かきりん」の文字を使用してください。また、公共施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。使用できない愛称は次のとおりです。

- （１）法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- （２）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- (3) 政治活動に関するもの
- (4) 宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告に関するもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (1 0) 射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）
- (1 1) 市政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (1 2) たばこの販売促進に関するもの
- (1 3) 企業等のロゴ及び特殊な字体を使用したもの
- (1 4) 競馬法（昭和 2 3 年法律第 1 5 8 号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和 2 3 年法律第 2 0 9 号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和 2 6 年法律第 2 4 2 号）に規定するモーターボート競走又は小型自動車競走法（昭和 2 5 年法律第 2 0 8 号）に規定する小型自動車競走に係るもの
- (1 5) その他市長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

5. 契約期間

契約期間は 5 年とします。

6. 契約希望命名権料

年額 6 5 万円以上（税込）

7. 愛称使用開始日

令和 9 年 4 月 1 日から

8. 命名権料の支払い

当該年度分を一括して毎年 4 月 1 日から 4 月 3 0 日までに市が指定する

口座へ振り込んでいただきます。

9. 応募資格

次に掲げる事業者該当しない法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でないと認められるものは対象外とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
- (3) 市から指名停止措置を受けている者
- (4) 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教団体
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む者
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (9) 瑞穂市暴力団の排除に関する条例（平成23年条例第21号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び暴力団員等で構成される法人等又は団体
- (10) 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等又は団体
- (11) 自己、その属する法人等若しくは法人等以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (12) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

- (13) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (14) 指定管理者制度導入施設にあっては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、命名権導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。
- (15) その他市長が適当でないと認める者
- (16) 団体の場合は、団体を構成する全ての法人等が前項の応募資格を有すること。

10. 応募方法

書類の提出は、持参又は郵送で行ってください。

(1) 提出書類

- (ア) ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）
- (イ) 法人等の概要を記載した書類
- (ウ) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (エ) 法人の登記事項証明書
- (オ) 直近2事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (カ) 法人税、法人事業税、法人住民税の納税証明書（直近2年間）
- (キ) 誓約書（様式第2号）
- (ク) 地域貢献活動、文化・スポーツ等支援活動等の実績及び計画（任意様式）

※瑞穂市との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の取り組み状況・今後のビジョン、ネーミングライツへの意欲などについて記したものを提出してください。

(2) 募集期間

令和8年10月5日（月）から令和8年11月4日（水）まで（郵送の場合必着とします。）

なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後4時30分までとします。

(3) 提出先

〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地

瑞穂市役所企画部総合政策課

電話 (058) 327-4128

FAX (058) 327-4103

1.1. 質疑の受付

募集要項に関して質疑がある場合は、瑞穂市中山道大月多目的広場ネーミングライツ質問票（様式第3号）を提出してください。提出は、郵送、FAX又はメールにより受付します。口頭による質疑は受け付けません。

(1) 質疑提出先

〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地

瑞穂市役所企画部総合政策課

電話 (058) 327-4128

FAX (058) 327-4103

メール sougou@city.mizuho.lg.jp

※メールの場合は件名を「ネーミングライツに関する質問」としてください。

(2) 質疑受付期間

令和8年10月5日（月）から令和8年10月16日（金）まで（郵送の場合必着とします。）

(3) 回答方法

令和8年10月21日（水）から10月23日（金）までに瑞穂市ホームページ内で回答します。

1.2. 選定方法

瑞穂市ネーミングライツ審査委員会において次の選定基準を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー候補者及び優先交渉権者順位を決定します。なお、応募が1社だけの場合も、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか審査を行います。審査の結果、合計点が7割に満たな

い場合は、失格とします。

【選定基準】

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ、施設イメージとの整合性	30
命名権料	金額の妥当性、市の希望金額との比較	30
ネーミングライツ・パートナーとしての適格性	地域貢献活動、文化・スポーツ等支援活動等の実績及び計画	20
	経営の安定性	10
	市内事業者	10
合計		100

【命名権料の評定算出方法】

命名権料（①）と最高命名権料（②）の比率で算出します。（最高命名権料を満点とする）

$$\text{評点} = 30 \text{ 点} \times (\text{①} / \text{②})$$

13. 選定結果

選定の結果は、すべての応募者に文書で通知します。

14. 契約の締結

市は、優先交渉順位が高い候補者から契約内容について協議を行い、合意に至った場合に契約を締結します。また、契約が締結された場合は、決定した愛称、ネーミングライツ・パートナーとなった企業名、契約金額等を公表します。

15. ネーミングライツ・パートナーに対する特典

ネーミングライツ・パートナーには、次に掲げる特典があります。なお、特典の権利については、第三者へ権利譲渡や転貸などはできません。

(1) 指定する箇所に愛称の掲出

(ア) 愛称の掲出が可能な場所

- ① エントランス広場内の市の指定する場所
- ② 芝生広場北側・南側の市の指定する場所
- ③ ドームシェルターの市の指定する場所

※上記以外に掲出を希望する場合や、愛称を掲出する際の大きさ・配色などについては個別に協議させていただきます。

(イ) 費用負担

愛称の掲出に伴う費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。また契約終了後の原状回復についても同様とし、命名権料とは別に負担していただきます。

※道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。

※屋外広告物許可手数料が別途発生する場合があります。

※市が配布する印刷物は市が負担するものとし、愛称の表示については、原則として契約締結後に新規作成するものから対象とします。

(2) 1年に1回、瑞穂市中山道大月多目的広場全面を無料で使用することができます。(使用時間は最大で全日とします。)日にちは調整させていただきます。

16. 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるときその他ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は契約の解除をすることができます。この契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担します。なお、契約を解除した場合、当該年度分の契約金額は返還しません。

17. その他

- (1) 応募にあたっての費用は、すべて応募者の負担となります。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。
- (3) 新たに設置した案内表示等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設につけた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の責任は、ネーミングライツ・パートナーが負います。また、屋外広告物許可手数料が別途、発生する場合がありますので事前にご相談願います。
- (4) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

1 8 . 問 い 合 わ せ 先

〒 5 0 1 - 0 2 9 3

岐阜県瑞穂市別府 1 2 8 8 番地

瑞穂市企画部総合政策課

電話 (0 5 8) 3 2 7 - 4 1 2 8

F A X (0 5 8) 3 2 7 - 4 1 0 3

メール sougou@city.mizuho.lg.jp